## 相模原市小・中学校支援級在籍児童の親の会「わたげ」アンケート(平成25年度)について

平成 25 年 6 月 15 日

「支援教育」といわれ 約6年が経ちました。

「支援教育」がはじまった年に 小学校1年生だったお子さんが 今年度 中学校へ 進学した 今 実際、「支援教育」を保護者がどれくらい実感し、子どもたちが それに伴い 成長を遂げているのだろうか?ということを 今 きちんと 見つめ直すことで、今後の 「支援教育」の向上に役立つのではないだろうか?という考えのもと 今回、「わたげ」 の会員及び支援教育に関わるお子さんをお持ちの保護者(会員外の方)に 広く アンケートをとらせていただくこととなりました。

平成 21 年度に「わたげ」で 学校(幼稚園)の人のカ~マンパワーについてのアンケート~ を 同様に 広く 会員及び会員以外の方に アンケートをとりました。

(計93名 そのうち 市内支援級 小学校47名 中学校11名 普通級・通級・養護学校・ 未就学・市外支援級の方もご参加くださいました。)

その際に 不安・不満と感じる が64% その理由に 人手不足が42%とありました。

現在、相模原市には109校支援級があります。 この間に どのように 変わっているのか? ぜひ 保護者のご意見をお聞きしたいと思います。

#### このアンケートは 無記名で記入いただきます。

「支援教育」について どのように保護者が知っているのか?感じているのか?をアンケートさせていただきます。

アンケートは、相模原市小・中学校支援級在籍児童の親の会「わたげ」にて 冊子及び 集計させていただき 各関係機関(相模原市教育委員会・神奈川県教育委員会・市議会議員・県議会議員・文部科学省・神奈川新聞など) へ配布させていただき 現状をご理解いただくことを目的といたします。

この**アンケートに 封書をつけますので 無記名で 郵便として出していただきたい**と思います。

切手などはいりません。「わたげ」で 送料は出しております。

広く 大勢の「支援教育」に関わるお子さんをお持ちの保護者(会員外)の <u>ご意見をお聞きしたい</u> と思いますので、

このアンケートにご賛同くださる方 何卒 ご協力 よろしくお願い申し上げます。

相模原市小・中学校支援級在籍児の親の会「わたげ」 代表 郡 利恵(こおり としえ)

#### 特別支援教育の用語について

「特別支援学級」:特別支援学級は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、子どもの実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程も編成できるようになっています。(文科省 HP より)

「支援教育学習指導補助員」:小・中学校の通常学級において、発達障害等により学校生活になじめない 児童及び生徒に対して指導を行う市の職員

「特別支援教育」:障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという 視点に立ち幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その 持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの(文科省 HPより)

障害等により個別の配慮を必要としている子どもが、個性や能力を十分に 発揮できる教育を推進します。(相模原市 HPより)

発達の偏りや学習上の困難が推測される児童・生徒の個々の教育的ニーズを把握し、 個別の指導計画を立て、支援を行って行くことが重要です。その実現には指導についての 研究・研修や施設・設備の充実など、教育環境の充実を図っていく必要があります。 (相模原市 HP 教育的ニーズの把握と教育環境の充実)

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。 (相模原市 HP より 推進目標)

「合理的配慮」:1.障害者の権利に関する条約における「合理的配慮」

- (1)障害者権利に関する条約「第二十四条 教育」において、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者の包括する教育制度(inclusive education system)等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個別に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置づけている。
- (2) 同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。(文科省 HPより 詳細は HPをご覧ください)

「個別の指導計画」: 児童・生徒一人ひとりの障害状況に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に指導目標や指導内容・方法等を定めたもの

特別支援学級の担任は、保護者や関係機関を連携して「個別の教育計画」や「個別の指導計画」を作成し、継続的な支援に努めます。(新・相模原市支援教育推進プランより)

「個別の教育支援計画」: 児童・生徒の一人ひとりのニーズを的確に把握し、長期的な視点で 乳幼児期から 学校卒業までを通じて一貫して的確な教育的支援を行う ことを目的として策定される (市独自の支援シート) (新・相模原市支援計画推進プランより)

「特別支援教育コーディネーター」: 支援教育コーディネーター 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の相談窓口として、校内における支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員(新・相模原市支援教育推進プランより)

「巡回相談」: 支援教育指導員、特別支援学校の地域支援担当、心理学の専門家等が、各学校を巡回して

教員等に支援教育に関わる指導内容や方法について指導や助言を行うこと (新・相模原市支援教育推進プランより)

「校内委員会」:教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の意向を聞き、関係機関との連携のもと、学校全体で、より適切な指導・支援をするための組織 (新・相模原市支援教育推進プランより)

「インクルーシブ教育」: インクルーシブ教育システム 同じ場で、共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、その時点で、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組(新・相模原市支援教育推進プランより)

インクルージョン 統合(インテグレーション)に代わって唱えられるようになった 障害のある人たちへの社会的対応の新しい概念で、教育の分野では「統合教育」 に代わって「インクルージョン教育」と呼ばれる。インクルージョンは、一人ひとりが ユニークな存在で違っていることはすばらしいことであるという基本的理念にもとづき、 差別・分別することなく、全ての人を包含(インクルージョン)して地域の中や通常の 小・中学校の中で一人ひとりのユニークさに対応できるように社会・学校の変革を めざす考え方である。(新・相模原市支援教育推進プランより)

「交流及び共同学習」: 障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図ることは極めて重要です。

また、交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、 小・中学校等の子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する 正しい理解と認識を深めるための絶好の機会でもあります。

小・中学校の特別支援学級と通常の学級の間では、実施方法を工夫しながら、日常の学校生活の様々な場面で行われています。(文部科学省 HPより)

小学校学習指導要領(平成20年3月告示)

第1章 総則 第4の2

- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。(※中学校、高等学校の学習指導要領にも同旨の記述あり)
- \*但し 現在 文部科学省の HP に「交流及び共同学習」では「インクルーシブ教育」は 実現できない という記述も記載されています。 障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク (2010.10.18)

#### 「教科用図書」:特別支援学級で 使用できる教科用図書とは・・・

学校教育法第34条第1項、同附則第9条の規定により、特別支援学級在籍児童・生徒が使用できる教科用図書は、次の3種類です。

- 1. 文部科学省検定済教科書
- 2. 文部科学省著作教科書
- 3. 学校教育法附則第9条による一般図書(点字版一般図書も含む) (相模原市教育委員会 HP)

文部科学省検定済教科書・・・通常級における教科書 同学年または下学年のもの 文部科学省著作教科書・・・文部科学省が作成した 支援学校用の教科書 学校教育法附則 9 条による一般図書・・・市の選んだ市販されている本(絵本や図鑑・ドリルなど) (わたげによる 注釈)

## 相模原市小・中学校支援級在籍児童の親の会「わたげ」

## 「支援教育」についてのアンケート(平成25年度)

※このアンケートは 裏表に6ページ 3枚あります。

*現在	お子さんか	備って	いる学校形態
ペルカロ	00 J C :/ U/J		ソ・ベンコーコメハンかる

未就学 ( 幼稚園 ・ 保育園 ・ その他 )

小学校 ( 支援級 ・ 普通級 ・ 通級 ・ 支援教育学習指導補助員の活用)

中学校 ( 支援級 ・ 普通級 ・ 通級 ・ 支援教育学習指導補助員の活用)

支援学校(または 養護学校) ( 幼稚部 ・ 小学部 ・ 中学部 ・高等部 )

## \*住んでいる地域

相模原市内 (南区 • 中央区 • 緑区)

神奈川県内(但し 相模原市はのぞく)

神奈川県外

- I. 「支援教育」になり 6年が経ちました。 下記の「支援教育」に深い関わりのある事柄についてご存じですか? 知っている事柄全てに〇をつけてください。
  - ①. 「支援教育」 ②. 「合理的配慮」 ③. 「個別の指導計画」 ④. 「個別の教育支援計画」
  - ⑤. 「特別支援教育コーディネーター」 ⑥. 「巡回相談」 ⑦. 「校内委員会」

  - ⑩。「教科用図書」
  - (・文科省検定教科書 ・文科省著作教科書(星本) ・学校教育法附則 9 条による一般図書(附則 9 条本))
  - ⑪. わからない(知っているものがない)
- Ⅱ、現在、受けている「支援教育」についてお聞きします。
  - 1.「支援教育」に満足していますか?当てはまるものに1つ〇をつけてください。
  - ①. 満足している(2の質問へ)
  - ②. やや満足している(2の質問へ)
  - ③. あんまり満足していない(5の質問へ)
  - ④. 満足していない(5の質問へ)

# 2. 1. の選択肢①、②を選んだ方にお聞きます。あなたが満足している理由はなんですか。 あてはまるものすべてに〇をつけてください。

- ①. 自分のニーズに応じた支援・指導内容だから
- ②. 就学前・小学校時代(中学時代)から希望していた教育内容だから
- ③. 教員の専門性があるから ④. 教員の接し方が良いから ⑤. 教員が熱心だから

)

)

- ⑥. 教員の人権意識が高いから ⑦. 家族を含めたトータル的な支援があるから
- ⑧. 必要な施設・設備の整備が十分にされているから ⑨. 施設のバリアフリー化が十分にされているから
- ⑩、関係機関と連携がよいから ⑪、必要な教材・教具が充実しているから
- ⑩. 障害に対する友人の理解(子どもの)があるから ⑩. 体験学習が充実しているから
- ⑭. 交流及び共同学習が充実しているから <u>(ここを選んだ方は、2が終了したら3の質問へ進んでください)</u>
- 雨・ホームルーム活動で自ら生き方に関する進路学習や、進路についての相談・支援が充実しているから
- ⑩. 支援教育学習指導補助員等の外部人材が配置されているから
- ①. 同年齢の子どもと学ぶことができるから ⑱. 必要な情報をえることができるから

19. その他

(

- 3.2の選択肢心を選んだ方にお聞きします。交流及び共同学習を経験して何が変わりました か。あてはまるものすべてに〇をつけてください。
  - ①、障害に対して他の子どもや保護者の理解が深まった
  - ②. 地域に友達が出来た
  - ③. 障害のない仲間と積極的に交流する力がついた
  - ④. 特にかわらない
- ⑤. その他

4.2の選択肢心を選んだ方にお聞きします。今後 どのような交流及び共同学習を 行われることを望んでいますか。下記に記入してください。

# 5. 1の選択肢で③. ④を選んだ方にお聞きします。満足でない理由は何ですか。 あてはまるものすべてに〇をつけてください。

- ①. 自分のニーズに応じた支援・指導内容がもっと必要だと思うから
- ②. 未就学・小学校(中学校)時代に希望していた教育内容とは違うから
- ③、教員の専門性がないから ④、教員の接し方がよくないから ⑤、教員が熱心ではないから
- ⑥. 教員の人権意識が高くないから ⑦. 家族を含めたトータルな支援がないから
- ⑧. 必要な施設・設備の整備が十分ではないから⑨. 施設のバリアフリー化が十分ではないから
- ⑩. 関係機関と連携がよくないから ⑪. 必要な教材・教具が充実してないから
- ⑫. 障害に対する友人の理解(子どもの)がないから ⑬. 体験学習が充実していないから
- (4) 交流及び共同学習が充実していないから (ここを選んだ方は、VI」終了してからVIIの質問へ進んでください)
- ・ホームルーム活動で自ら生き方に関する進路学習や、進路についての相談・支援が充実していないから
- ⑥, 支援教育学習指導補助員等の外部人材が配置されていないから
- ①、同年齢の子どもと学ぶことができないから ⑱、必要な情報をえることができないから
- (9. その他( )

6. <u>5の選択肢仰を選んだ方に聞きます。</u>今後 どのような交流及び共同学習が行われる ことを望んでいますか。下記にご記入ください。

ш.		<b>きします。</b> 義務化 支援級では 努力義務ですが 相模原市では 支援級の場合 固別の個別指導計画」を各学校提出します。)
1.	「個別の指導計画」がありますが	?'?
	<ul><li>a. ある(2の質問へ)</li></ul>	<ul><li>⑤. ない(わからない)(5の質問へ)</li></ul>

- 2. 1で@と答えた方「個別の指導計画」を作成する為の 面談時間が設けられていますか?
  - a. ある(3の質問へ)b. ない(わからない)(5の質問へ)
- 3. 2で@と答えた方 「個別の指導計画」を保護者に配布してもらえますか?
- (a) ある(4の質問へ)(b) ない(わからない)(5の質問へ)
- 4. 3で@と答えた方 「個別の指導計画」の満足度は?
  - ②. 満足 ⑤. やや満足 ©. あんまり満足していない ③. 満足していない
- 5. 1. 2. 3で®と答えた方 面談の時(話し合いの時)に「個別の指導計画」が机上において

)

ありますか?

- 団. 机上にあることを知らない(わからない)

eその他

- Ⅳ. 「個別の教育支援計画」についてお聞きします。
  - 1. 活用について
  - ①. 活用されている ②. 活用されていない(わからない)
  - 2. 1で、 ①活用されていると答えた方にお聞きします。満足度は?
  - ①. 満足 ②. やや満足 ③. どちらでもない ④. やや不満 ⑤. 不満
- V. 支援教育として「校内体制」についてお聞きします。
  - 1. 「校内体制」が整っていると感じますか?
  - ①. 整っている ②. どちらでもない ③. 整っていない(わからない)
  - 2. 下の中で利用したことがあるものに〇をしてください。
  - ①. 特別支援教育コーディネーター ②. 巡回相談 ③. 校内委員会 ④. どれもない

#### 「教科用図書」についてお聞きします。(支援学校及び支援級在籍のお子さんのみ) VI. 1. お子さんが使われている教科書は どれですか?

- ①. 文科省検定教科書(同学年の教科書) ②. 文科省検定教科書(下学年の教科書)
- ③. 文科省著作教科書(星本)
- ④. 学校教育法附則 9 条による一般図書(附則 9 条本) (絵本など)
- ⑤. 教科書はない(わからない)
- ⑥. その他( )
- 2. お子さんの教科書について お子さんに適していると感じていますか?
- - ①. 適している ②. どちらでもない ③. 適していない(わからない)
- Ⅷ、仕事をしている方にお聞きします。
  - 1. 学童について
    - ①. 学童を利用している ②. 学童を利用していない
  - 2. 学童を利用していない方は どのような方法で? (コメント)

™.将来について(進学・就職など)について悩んで	いること 困っていることをお書きください。
IX.お子さんの学校(幼稚園)生活で 感謝しているいること)をどんな小さなことでもかまいません。	
	ご <b>協力ありがとうございました。</b>